

令和2年度静岡県遠隔手話システム環境基盤整備等委託業務 質問回答書

静岡県健康福祉部  
障害者支援局障害福祉課

回答日：令和3年1月14日（木）

番号	項目	内容
1	質問	聴覚障害者の方からの派遣依頼方法はどのようになりますでしょうか。電話、メール、直接来庁等。
	回答	仕様書(案)6(1)イ(ア)のとおり、聴覚に障害のある方が手話通訳者の派遣を依頼する場合、聴覚に障害のある方は居住地の基礎自治体（市町）に対して手話通訳者の派遣を申請します。派遣の申請は、各市町が定める実施要綱に基づき、FAXやメール等により、各市町へ申請を行います。
2	質問	第二審査は静岡県庁若しくは周辺施設会議室となっていますが、緊急事態宣言下の状況でも直接訪問対応でしょうか。TV会議等の遠隔での対応は可能でしょうか。
	回答	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、第2次審査（プレゼンテーション）についてはオンライン方式で実施することとし、募集要綱を変更しました。具体的な実施方法については、第1次審査（書面審査）の合格者と協議及び調整のうえ決定いたします。
3	質問	別紙1 仕様書（案）の6 業務内容(1)（エ）特定のアプリケーションのダウンロードや利用登録等を必要としないこと。とありますが、以前電話での確認では、必須でないとの回答をいただきましたが、その理解で宜しいでしょうか。
	回答	<p>仕様書(案)9のとおり、告示した仕様書(案)は事業の概要を示したものであることから、仕様書(案)に定める項目を一部満たしていない場合であっても、本業務に係る企画提案への応募を妨げるものではありませんが、選考において評価が低くなる可能性がありますことを御理解ください。</p> <p>なお、「特定のアプリケーションのダウンロードや利用登録を必要としないこと」とした理由は次のとおりであるので、御承知ください。</p> <p>①仕様書(案)5のとおり、遠隔手話は、聴覚障害者の自己所有の通信端末と、手話通訳者の自己所有の通信端末で実施することも想定している。特定のアプリケーションの使用により、聴覚障害者と手話通訳者の個人情報交換可能となる場合、正式な手話通訳派遣の手続きを踏まえずに遠隔手話が利用されるなど、手話通訳派遣事業の適切な運用に支障が生じることが想定される。</p> <p>②特定のアプリケーションを使用する場合、そのアップデートやバージョンアップに伴う再インストール等の周知や作業が、利用者にとって負担となることが想定される。</p> <p>③広く一般に流通されているアプリケーションを利用することにより、運営元を装った電子メールを送信し、偽装されたURLをクリックさせるフィッシング詐欺などのオンライン詐欺の被害にあう恐れがある。</p>